

令和5年度予算概算要求の概要（参考資料） （こども家庭庁）

令和5年度予算概算要求のポイント

は、令和3年度補正予算

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行（※）

- こども大綱の策定・推進
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進・・・P11
 - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等・・・P23
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施等
 - ▶認定こども園向け補助金の一元化
 - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等（※）

・ 保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度(月額9,000円)引き上げ 926億円

- こどもの居場所づくり支援
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・・・P32
 - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（※）
 - ▶「こども食堂」に対する支援（後述「こどもの貧困対策の推進」関連）・・・P50

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援（家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援の推進） 602億円(安心こども基金)

- こどもの安全・安心
 - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討（※）
 - ▶災害共済給付制度への加入促進のための機能強化
 - ▶予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進・・・P35

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策
 - ▶地域少子化対策重点推進交付金・・・P3
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信
 - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等・・・P4
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
 - ▶低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援、遠方での妊婦健診や産後ケアの支援等・・・P6
 - ▶母子保健事業のオンライン化・デジタル化、性や妊娠に関する正しい知識の普及や相談支援の推進等・・・P7
- 高等教育の無償化
 - ▶高等教育の修学支援新制度の実施・・・P10

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進
 - ▶児童相談所の職員の採用活動への支援の強化、若手職員を指導するOB・OG職員の配置促進等による児童相談所の体制強化の推進・・・P37
 - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実等・・・P39
 - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ伴走型の支援の実施・・・P41

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 602億円(安心こども基金)

- ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - ▶必要な支援につなぐ伴走型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進等・・・P42
- 障害児支援体制の強化・・・P44
 - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）
 - ▶社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
 - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化等・・・P47
 - ▶こどもの貧困対策の推進・・・P50
 - ▶地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成・・・P51
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進（※）

◇「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。

（※）要求額に記載がない事項については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求。

令和5年度概算要求額 60億円（8.2億円）

1. 施策の目的

2021年の出生数は過去最少の約81万人となり、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることから、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組」及び「婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組」について、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援・・・に取り組む」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

2. 施策の内容

1. 地域少子化対策重点推進事業

自治体が行う少子化対策事業について、優良事例の横展開支援に加え、「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「少子化社会対策大綱」の趣旨を踏まえた充実を図ります。

(1) 優良事例の横展開支援（補助率：1/2→引き上げを検討）

- ① 結婚に対する取組
- ② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

(2) 重点的に推進すべき取組（重点課題事業）（補助率：2/3→引き上げを検討）

- ① 自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ② 総合的な結婚支援の取組に対する支援
- ③ 大綱を踏まえた結婚、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組に対する支援

補助率の引き上げや結婚新生活支援事業の所得要件緩和等も含めて充実を要求

2. 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に家賃・引っ越し費用等を補助する取組を支援します。

- (1) 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3→引き上げを検討） (2) 一般コース（補助率：1/2→引き上げを検討）

【対象世帯所得】400万円未満→要件緩和を検討 【交付上限額（連携コース）】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に30～39歳：30万円
 【交付上限額（一般コース）】夫婦共に29歳以下：30万円→要件緩和を検討 夫婦共に30～39歳：30万円

3. 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：検討中）【新規】

地域における関係者の連携協力を強化するための「結婚支援コンシェルジュ」の配置を推進します。

3. 実施主体等

(1) 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

(2) 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

(3) 結婚支援コンシェルジュ事業

都道府県

1. 施策の目的

少子化の進行、人口減少は、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、我が国の社会経済に多大な影響を及ぼす有事というべき課題である。少子化対策を推進する上で、結婚、妊娠・出産、子育てが個人の自由な意思決定に基づくもの事を前提に、少子化を国民共通の困難として、危機感を共有することが重要になる。

また、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)では「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合」を2025年(令和7年)までに50%とする目標を掲げているが、直近の調査では33%であり、ここ数年は下降傾向にある。

これから結婚・子育てしようとする若い世代が将来にわたる展望を描け、結婚や子どもを産み育てることに前向きなイメージを持てるように、当事者である若い世代に対し必要な情報を発信するとともに、若い世代の結婚や子育てを応援する機運を高めていくことが重要である。

本経費は、少子化の進行が我が国の社会経済にもたらす影響を具体的に提示し、国民的な議論を促すとともに、結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運を醸成するため、効果的な媒体を使った当事者を含む国民各層への情報発信を行うことを目的としている。

2. 施策の内容

1. テレビ番組での情報発信:

テレビ番組において、少子化・人口減少が各分野に与える影響について多角的な分析に基づく具体的な数値や有識者の意見を紹介することで、国民全体の危機感の共有を図る。また、結婚をテーマにコーナーを制作し、ブライダル情報の一つとして地方自治体が取り組みを強化している結婚応援施策等(婚活セミナー、マッチングアプリ等)を紹介することで、結婚に前向きなイメージの共有を図る。

2. 結婚応援特設ウェブサイトの開設及びウェブ広告:

こども家庭庁ホームページ上に結婚応援のための特設ウェブサイトを開設。現行の内閣府HP「都道府県の結婚支援の取り組みについて」の内容を発展・充実させる。併せて、結婚に関心を持ち、結婚に関連するインターネット検索を行った者を結婚応援サイトへの効果的な誘導を図るためのリスティング広告を行う。

3. インターネット動画の制作およびウェブ広告:

20代、30代社会人や企業管理職層を主対象に、それ以外の層にも幅広く視聴されることを目的とした結婚応援、男性の育児休暇取得促進をテーマとした動画(アニメーション)を作成して動画サイト(Youtube)で配信。併せて、主対象を動画サイトへの効果的な誘導を図るためのリスティング広告を行う。

4. 電車内ビジョン及び中吊り広告:

上記動画を素材に首都圏、大都市圏の鉄道の電車内ビジョン及び中吊り広告を掲出する。

3. 実施主体等

・実施主体: 国(委託)

- 妊産婦及び乳幼児等に対して、各種相談や、健康の保持・増進に関する事業を実施することにより、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

【対象事業】

- | | | | | | |
|---|------------------------------|----------------|----|-----------------------------------|---------------|
| 1 | 子どもの心の診療ネットワーク事業 【拡充】 | 1.4億円 (1.2億円) | 8 | 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業 | 1.1億円 (1.1億円) |
| 2 | 不育症検査費用助成事業 【拡充】 | 4.5億円 (12億円) | 9 | 母子保健対策強化事業 【拡充】 | 30億円 (5.3億円) |
| 3 | 妊娠・出産包括支援事業 | 62億円 (63億円) | 10 | 性と健康の相談センター事業 | 9.5億円 (9.2億円) |
| | ・産前・産後サポート事業 | | | ・特定妊婦等に対する産科受診等支援加算 【拡充】 | |
| | ・産後ケア事業 | | | ・若年妊婦等支援強化加算 | |
| | ・妊娠・出産包括支援緊急整備事業 【拡充】 | | | ・出生前遺伝学的検査加算 | |
| | ・子育て世代包括支援センター開設準備事業 | | | ・HTLV-1母子感染対策加算 | |
| | ・妊娠・出産包括支援推進事業 (都道府県のみ) | | | ・不妊症・不育症ネットワーク支援加算 | |
| 4 | 産婦健康診査事業 | 18億円 (18億円) | 11 | 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 【新規】 | 1.3億円 |
| 5 | 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 | 0.9億円 (0.9億円) | | | |
| 6 | 新生児聴覚検査の体制整備事業 【拡充】 | 3.5億円 (3.5億円) | | | |
| 7 | 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 | 0.05億円 (0.2億円) | | | |

1. 施策の目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。

2. 施策の内容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内 容

- (1) 初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

- (1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
- (2) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

3. 実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 検討中
- ◆ 補助単価案 : 検討中

令和5年度概算要求額：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 30億円(5.3億円)

1. 施策の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関するデジタル化や、都道府県による母子保健の支援体制を強化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。併せて、居住する地域に医療機関がないこと等により、遠方の妊婦健診や産後ケアを利用する妊婦等の交通費を支援することで、妊産婦の経済的負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業【拡充】

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

相談等のオンライン化やデジタル化等の導入経費（母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの開発経費等）の加算について検討【拡充】

②妊婦健診や産後ケアの交通費支援事業【拡充】

- (1) 遠方(概ね1時間以上)の妊婦健診や産後ケアを利用する妊婦の交通費支援を検討
- (2) 妊婦健診を受診する妊婦のタクシー代支援について検討

都道府県事業

③母子保健に関する都道府県広域支援強化事業【拡充】

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理、母子保健事業にかかる広域でのデジタル化・オンライン化など支援

3. 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①②国1/2、市町村1/2 ③国からの補助の導入を検討
- ◆ 補助単価案：①6,043千円、母子保健のオンライン化・デジタル化等導入加算【拡充】
②③所要額について検討

1. 施策の目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

※ 令和3年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替えたもの。

2. 施策の内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

◆ 内 容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援 **（性感染症などの疾病等に関する受診支援の導入を検討）【拡充】**
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

3. 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

特定妊婦等に対する産科受診等支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和5年度概算要求額：性と健康の相談センター事業 9.5億円の内数（9.2億円の内数）

1. 施策の目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

2. 施策の内容

◆ 対象者

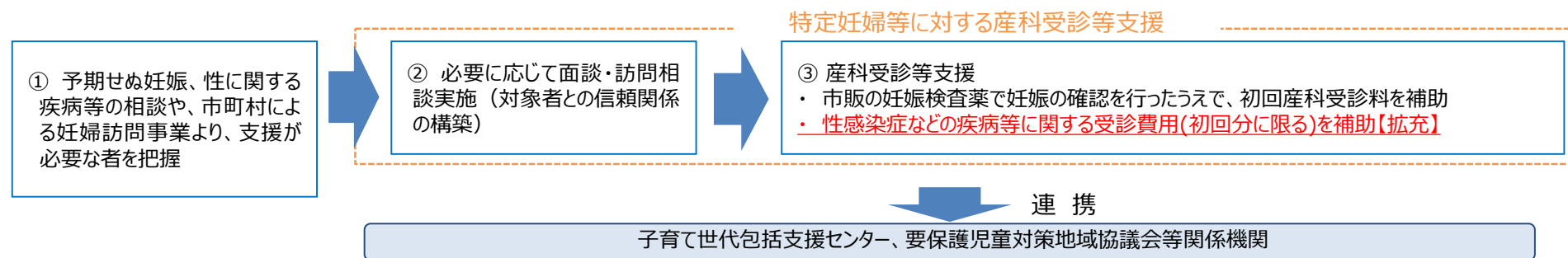
特定妊婦（※）と疑われる者、**妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者【拡充】**

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限る）に対する助成を行う。

<事業イメージ>



3-1. 実施主体

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 実施自治体数
 - ・産科受診等支援 17自治体（16自治体）
 - ・初回産科受診料 14自治体（14自治体）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

3-2. 補助単価案

◆ 補助単価案

- | | | |
|-----|-------------------|--------------------------------|
| ①直営 | 産科受診等支援
受診費用 | 月額 162,000円
受診1件あたり 10,000円 |
| | 【拡充】交通費 | 導入を検討 |
| ②委託 | 産科受診等支援加算
受診費用 | 月額 322,400円
受診1件あたり 10,000円 |
| | 【拡充】交通費 | 導入を検討 |

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

令和5年度概算要求額 5,196億円+事項要求 (5,196億円)

1. 施策の目的

○「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)を確実に実施する。

2. 施策の内容

◆**対象の学校種** 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆**対象の学生** 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)

◆**支援の内容** 授業料等の減免、給付型奨学金の支給

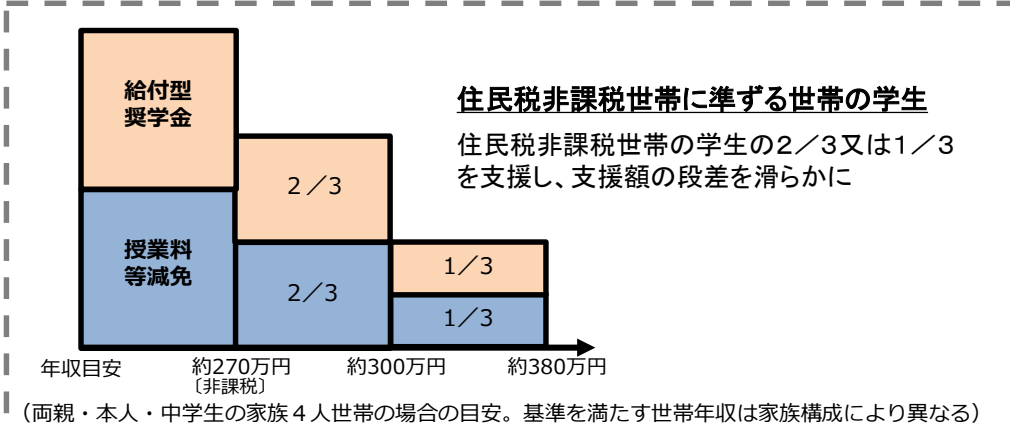
◆**支援対象者及び大学等の要件**

- 個人要件
 - …進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - …大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 機関要件(国等による要件確認を受けた大学等が対象)
 - …学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - …経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

3. 実施主体等

◆**実施主体** : 【学資支給補助金】(独)日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国 日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県

◆**補助率** : 【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2 都道府県1/2

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

令和5年度概算要求額 3兆2,428億円+事項要求 (3兆2,553億円)

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」等の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

子どものための教育・保育給付等 1兆4,988億円+事項要求 (1兆4,988億円)

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

- ・施設型給付費・・・幼稚園、保育所、認定こども園
 - ※公立幼稚園・保育所・認定こども園は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 1,277億円+事項要求 (1,277億円)

給付認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

- ・施設等利用費・・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域子ども・子育て支援事業 1,854億円+事項要求 (1,854億円)

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業 【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3等】

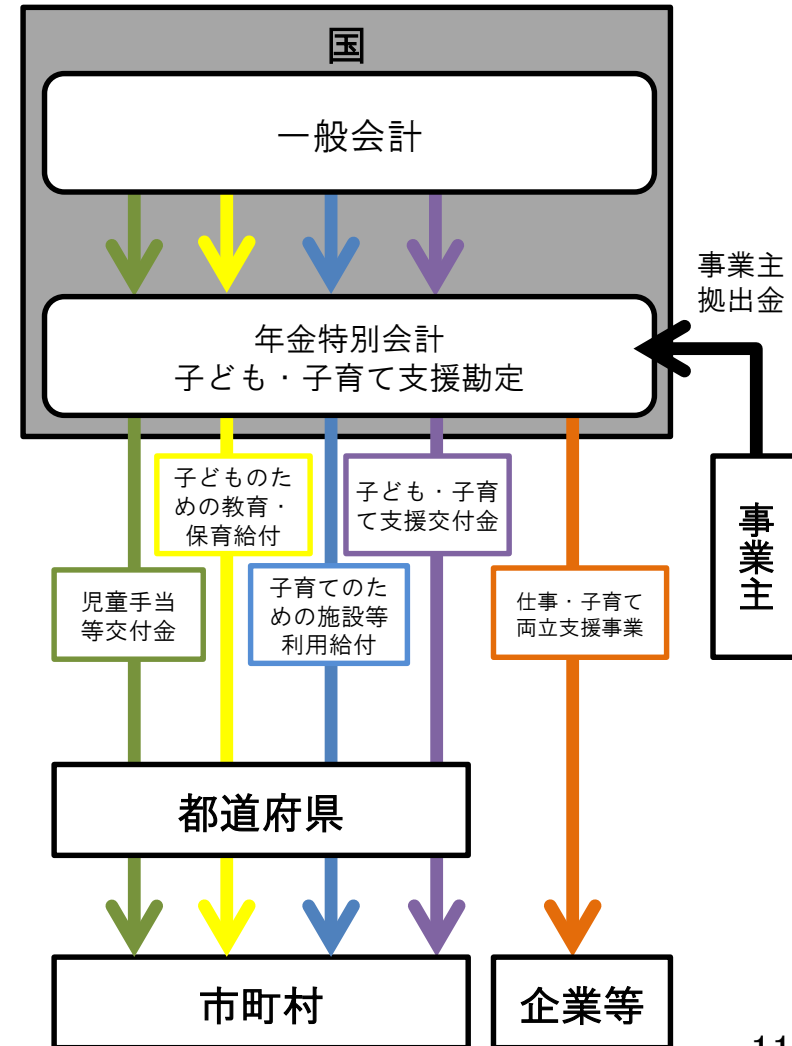
仕事・子育て両立支援事業 1,846億円 (1,846億円)

- ・企業主導型保育事業 【国10/10】
 - ・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 【国10/10】

児童手当等交付金 1兆2,463億円 (1兆2,588億円)

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付 【国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6等】

＜国から市町村への資金交付のイメージ＞



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

2. 施策の内容

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

《事項要求》

●社会保障の充実

令和5年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引上げ以外の財源も含む)。

●新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)等の実施

新しい経済政策パッケージ等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等に必要な経費について確保する。

3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

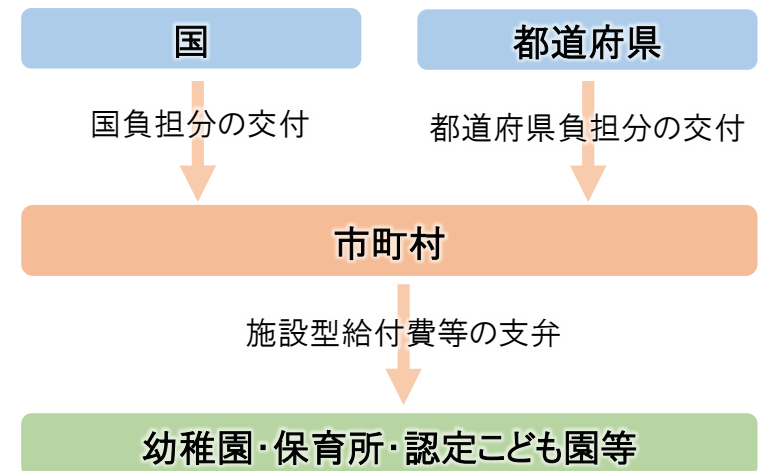
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付(私立)	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付(公私共通)	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0~2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子ども安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

認可化移行運営費支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園(長時間預かり保育)を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

《事項要求》

● 社会保障の充実

令和5年度に実施する「量的拡充」に必要な経費について確保する。

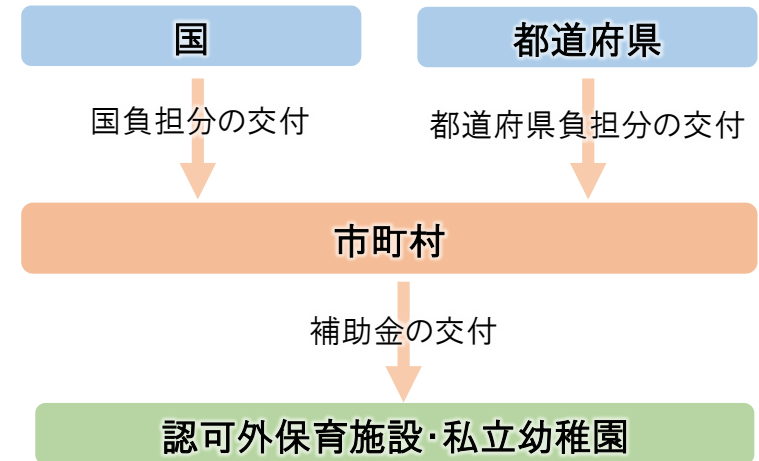
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

- 指定都市、中核市が実施する場合
国1/2(指定都市・中核市1/2)
- その他の市町村が実施する場合
国1/2(都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2)



1. 施策の目的

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、市町村に対して交付金を交付する。

2. 施策の内容

市町村は、①の支給要件を満たした子供が②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

(※)認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置あり(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできる)。

《事項要求》

●新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)等の実施

新しい経済政策パッケージ等に基づき、幼児教育・保育の無償化に必要な経費について確保する。

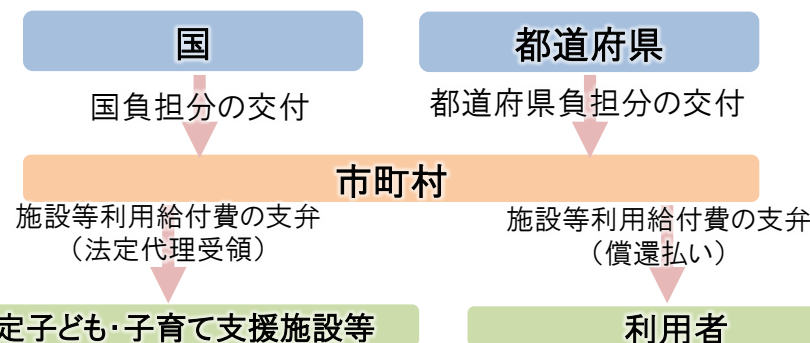
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【負担割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4(原則)



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

《対象事業》

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧養育支援訪問事業 |
| ②延長保育事業 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩地域子育て支援拠点事業 |
| ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪一時預かり事業 |
| ⑤放課後児童健全育成事業 | ⑫病児保育事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | |

《事項要求》

●社会保障の充実

令和5年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引上げ以外の財源も含む)。

●新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)等の実施

新しい経済政策パッケージ等に基づき、幼児教育・保育の無償化等に必要な経費について確保する。

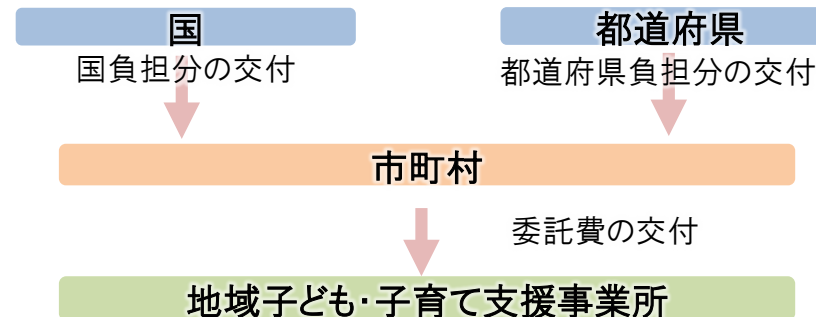
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

	国	都道府県	市町村
利用者支援事業	2/3	1/6	1/6
上記以外の地域子ども・子育て支援事業	1/3	1/3	1/3



- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3
(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6、妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)にかかる費用を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

⑧・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

※ 令和5年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引き上げ以外の財源も含む）は、予算編成過程で検討するため、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連する子ども・子育て支援施設整備交付金についても、前年度予算額と同額を要求し、予算編成過程で検討。

3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

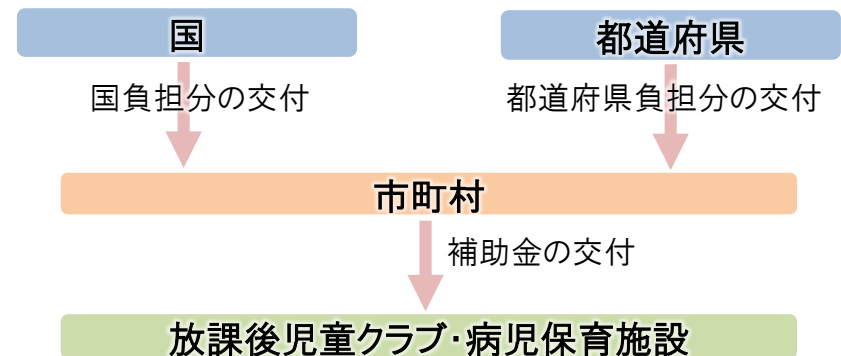
【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

【令和4年度補助基準額(創設の場合)】

- 放課後児童クラブ整備費
 - 単独設置の場合…………… 29,060千円
 - 放課後子供教室と一体的に実施等した場合… 58,120千円
- 病児保育施設整備費…………… 39,476千円



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保する見込み。（令和4年度は新規募集なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



3. 実施主体等

【財源】

一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。

※ 事業主負担のみ。（労働者負担なし）

※ 厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

【実施主体、補助率】

公募団体（公益財団法人児童育成協会）、定額（10/10相当）

【令和3年度助成決定（令和4年3月31日時点）】

4,489施設 107,815人分

※ 令和3年度募集結果を受けた整備予定分を含めると、4,497施設 107,961人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016
年度	R2年度	R3年度	R4年度	
予算額	2,269	1,929	1,838	

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

2. 施策の内容

ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。
 （補助額：2,200円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで）
 （利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）

ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

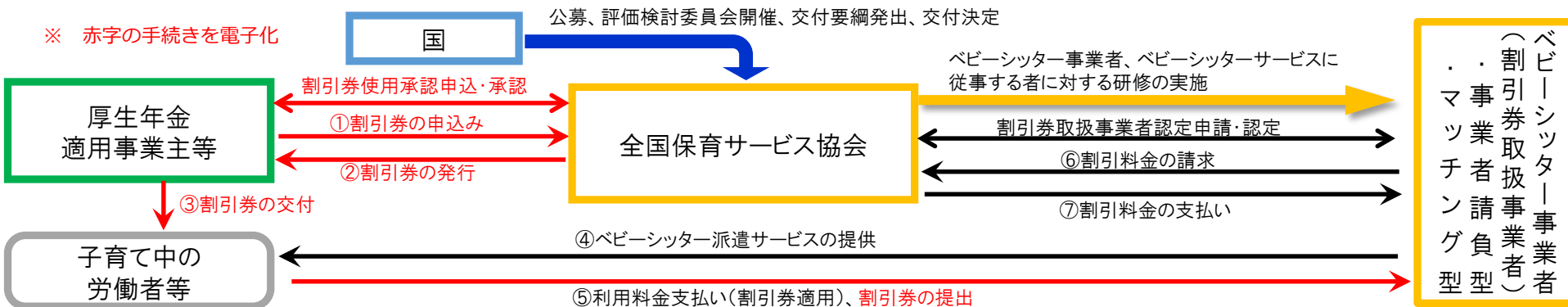
公募団体（公益社団法人全国保育サービス協会）、定額（10/10相当）

【補助額】

- ベビーシッター派遣事業 事業費：562百万円 事務費：23百万円（令和3年度実施状況 約2,400社が活用、約27万枚使用）
- ベビーシッター研修事業 事業費：26百万円 事務費：20百万円

【事業の仕組み】

※ 赤字の手続きを電子化



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

企業からの申請により、助成金(定額)を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

※ 保育所等の運営費(0歳から2歳児)の事業主拠出金の追加拠出期間(令和7年度まで)に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定(1つの認定につき各年度助成(要申請))

- くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成(認定の当年度又は翌年度に助成)〕

を取得している中小企業* (従業員300人以下規模の企業)

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

公募団体(一般財団法人 女性労働協会)、定額(10/10相当)

【助成額】

50万円/企業

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [R2.4.~R3.3.]	(参考)企業数
大企業	2,124(359)企業	123企業	1万1,157企業
中小企業	1,424(66)企業	113企業	357.8万企業

※ 企業数は、中小企業庁発表(平成30年11月30日付)による。

児童手当制度の概要

令和5年度概算要求額

1兆2,463億円（1兆2,588億円）

1. 施策の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2. 施策の内容、実施主体等

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は、令和4年10月支給分から支給対象外																																			
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																																			
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																																			
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																																			
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成</p> <p>※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳～3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳～中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者			非被用者		公務員	0歳～3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	3歳～中学校修了前	児童手当		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		
	被用者			非被用者		公務員																																
0歳～3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																															
	特例給付 (所得制限以上)		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																
3歳～中学校修了前	児童手当		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																															
	特例給付 (所得制限以上)		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																
財源内訳	<p>[給付総額] 1兆9,872億円 (内訳) 国負担分 : 1兆 831億円 うち特例給付 433億円</p> <p>地方負担分 : 5,416億円 うち特例給付 217億円</p> <p>事業主負担分 : 1,632億円</p> <p>公務員分 : 1,993億円 うち特例給付 42億円</p>																																					

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

＜事項要求＞ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費

※認定こども園向け補助金の一元化

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

認定こども園向け施設整備費の一元化のイメージ

— 現 行 —

			認定こども園			
		幼稚園	幼稚園型	幼保連携型	保育所型	保育所
私立	幼稚園機能部分	私立学校施設整備費補助金			認定こども園施設整備交付金	
私立	保育所機能部分	保育所等整備交付金				
公立	幼稚園機能部分	学校施設環境改善交付金		地方交付税(事業債)		
		沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)				
		地方交付税(事業債)				
公立	保育所機能部分	地方交付税(事業債)				

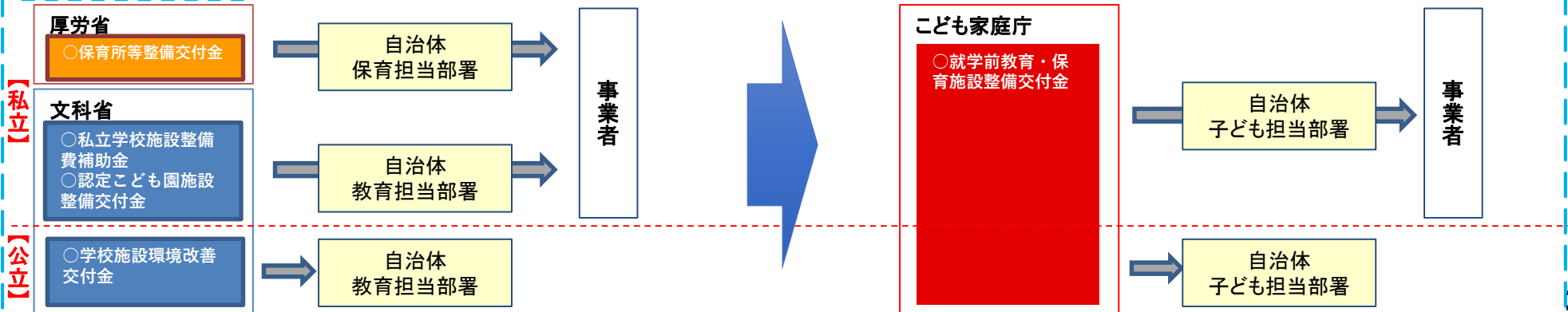


— こども家庭庁移管後 —

			認定こども園			
		幼稚園	幼稚園型	幼保連携型	保育所型	保育所
私立	幼稚園機能部分	私立学校施設整備費補助金			認定こども園施設整備交付金	
私立	保育所機能部分	新交付金				
公立	幼稚園機能部分	学校施設環境改善交付金	沖縄振興公共投資交付金(認定こども園)		地方交付税(事業債)	
		沖縄振興公共投資交付金(学校施設)				
		地方交付税(事業債)				
公立	保育所機能部分	地方交付税(事業債)				

※ 一元化に伴い、補助率や対象経費など施設類型における格差を是正

事務手続きフロー



<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求額 531億円の内数(453億円)

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
 (5) 家庭的保育改修等支援事業

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用(増加) 定員19名以下	15,210千円	(① 20,280千円、② 23,322千円)
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,378千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
	利用(増加) 定員60名以上	55,770千円	(① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1 事業所当たり		22,308千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
(3) 1 施設当たり		22,308千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
(4) 1 施設当たり		32,448千円	(② 35,490千円)
(5) 保育所で行う場合	1 か所当たり	22,308千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
	保育所以外で行う場合	2,434千円	

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体 1/4

(5) 国：2/3、市区町村：1/3

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求額 531億円の内数(453億円)

1. 施策の目的

○ 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2. 施策の内容

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除 ⇒現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域に適用拡大を検討【拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) <ul style="list-style-type: none"> ア 学費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間: 最長2年間
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間: 最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間: 最長3年間
<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間: 1年間
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間: 2年間

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国: 9/10、都道府県・指定都市: 1/10

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求額 531億円の内数(453億円)

1. 施策の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図る。

2. 施策の内容

- 指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

<取組例>

- ・ 保育士への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- ・ 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- ・ 卒業予定者を対象とした就職説明会 等

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県

【補助基準額】

指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額265千円を補助

⇒ 従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「地元（※）の保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該養成施設から地元の保育所等への就職割合を上回る場合」についての補助対象化、及び前年度の就職割合と比較した加算について検討【拡充】

※養成施設が所在する都道府県内を想定

【補助割合】

国：1/2、都道府県：1/2

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求額 531億円の内数(453億円)

1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

(1) 保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- イ 給食の配膳・あとかたづけ
- ウ 寝具の用意・あとかたづけ
- エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- オ 児童の園外活動時の見守り等
- カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の追加を検討【拡充】

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

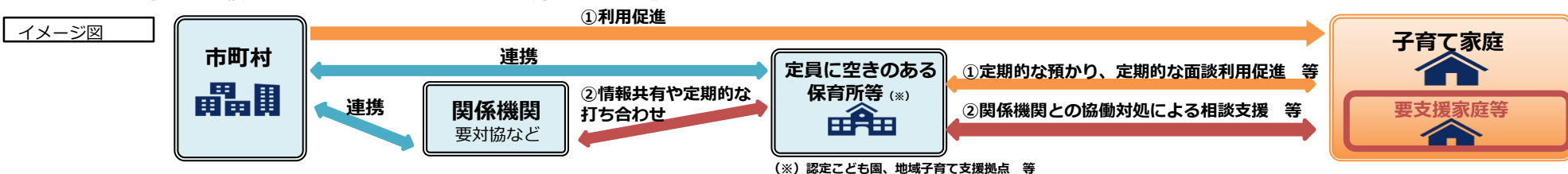
①定期的な預かり

- ・ 定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・ 対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・ 集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。） ※実施自治体を公募により選定

【対象児童】 保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

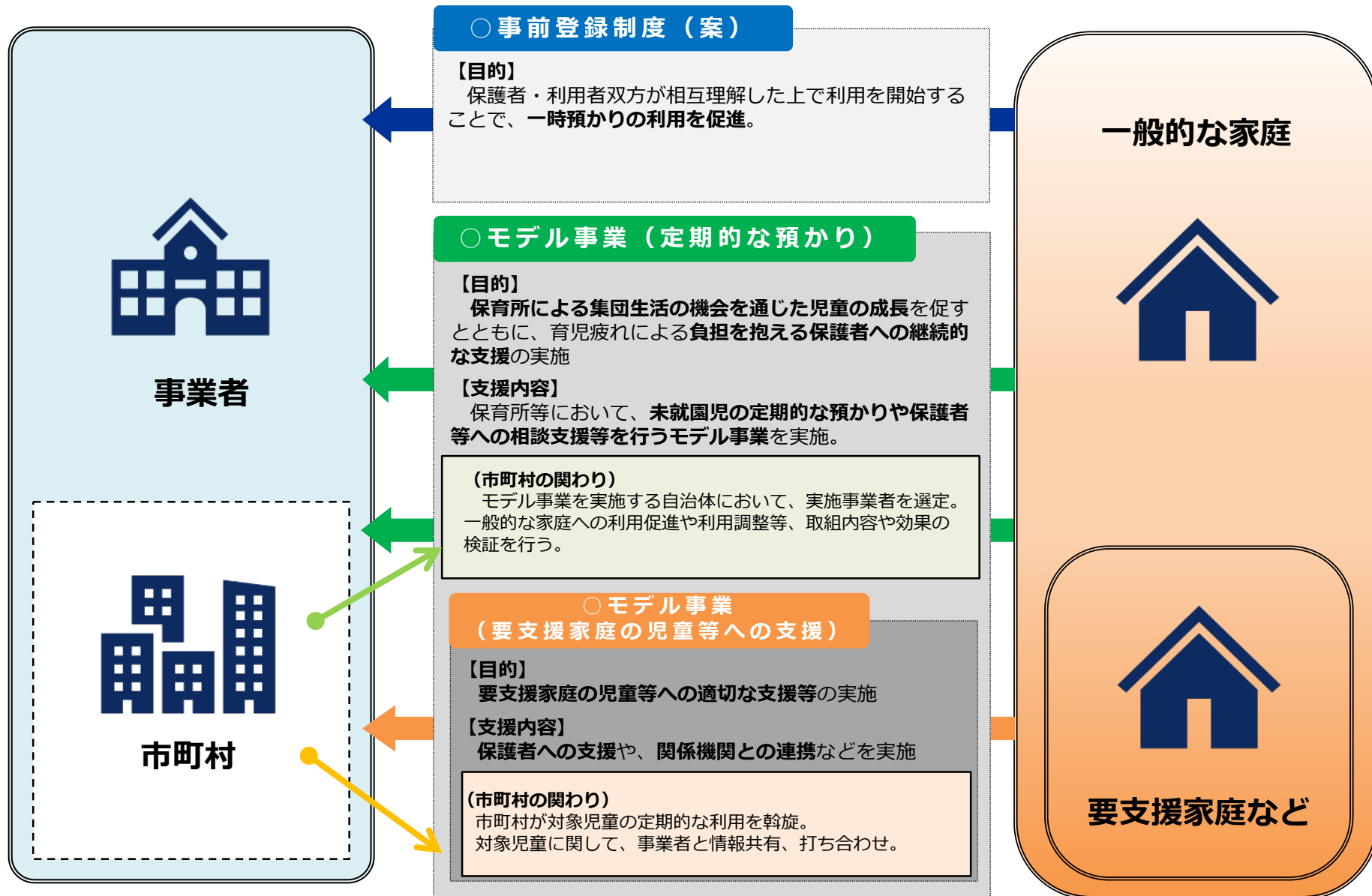
【補助単価】

検討中

【補助割合】

検討中

定期的な預かり等にかかるR5要求の全体像



<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求額 531億円の内数(453億円)

1 事業の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

○ 現行の要件に加え、「外国人割合20%以上」のみの要件を満たす保育所にも、保育士の増員を検討。【拡充】

○ 本事業の加配職員について、「保育士」以外の職員として、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員配置(非常勤可)を検討。(配置にあたっては、「全体割合40%以上」及び「外国人割合20%以上」のいずれの要件も必要とせず、単独で配置可。)【拡充】

3 実施主体等

【実施主体】市区町村

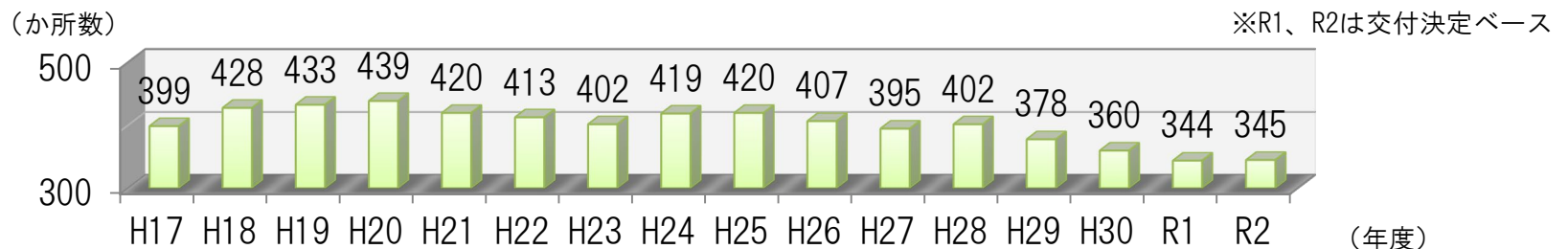
【補助基準額】1か所当たり 3,859千円

(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)

1か所当たり 7,718千円

【補助割合】国：1/2、市区町村：1/2

4 事業実績



放課後児童クラブ関係予算のポイント

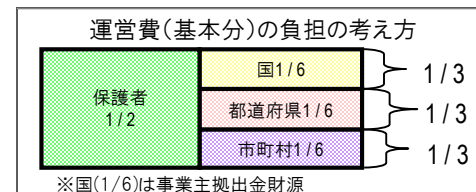
令和5年度概算要求額 1,065億円+事項要求 (1,065億円)

子ども・子育て支援交付金 令和5年度概算要求額 981億円+事項要求 (981億円)
 子ども・子育て支援施設整備交付金 令和5年度概算要求額 84億円 (84億円)

1. 施策の目的

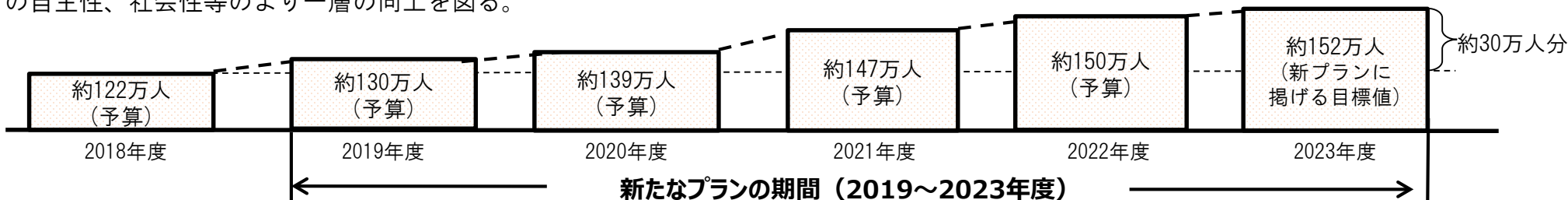
○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○ 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等 (主な内容)

(1) 放課後児童健全育成事業 (運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

3. 研修関係（主な内容）

（1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I 子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※主に4年生以上を対象にしていたものを全学年に拡大を検討【拡充】

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和4年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

令和5年度概算要求額 1.1億円（1.1億円）

1. 施策の目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

2. 施策の内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

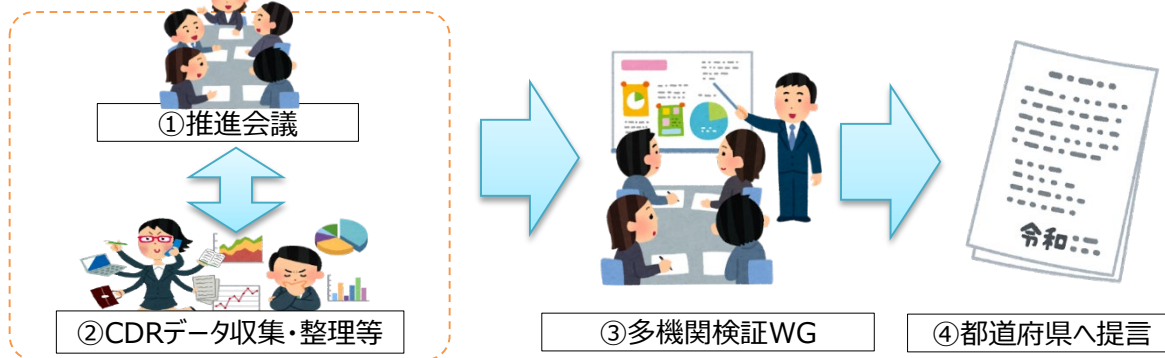
（2）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

3. 実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10/10

◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）

令和3年度：9自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県、北海道、福島県）

予防のための子どもの死亡検証体制整備事業

令和5年度概算要求額：母子保健衛生対策推進事業委託費 3億円の内数（2.1億円の内数）

1. 施策の目的

- 子ども虐待による死亡事例等の検証（子ども家庭局）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のための子どもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携した子どもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

1. CDRプラットフォーム事業

（1）情報の収集・管理

「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行う。

（2）CDRポータルサイトの運用

（1）で収集・管理した予防可能な子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

（3）都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能な子どもの死亡事故に関する広報啓発事業

（1）ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能な子どもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

（2）テレビでのPR

乳幼児を抱える親が子どもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）シンポジウムの開催

子どもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組まれてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

3. 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）

◆ 補助率：定額

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）＞
令和5年度概算要求額：276億円の内数（202億円の内数）

1. 施策の目的

- 児童相談所の児童福祉司等の増員を図ってきたが、児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数は以前として高い傾向が見られるほか、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査を導入することとしており、児童相談所において計画的・段階的に弁護士等の法的対応に係る人材を採用する必要があることから、児童福祉司や弁護士等の採用活動を支援するため、児童福祉司等専門職採用活動支援事業に中途採用に対する採用活動の加算及び弁護士の採用活動の加算を設ける。

2. 施策の内容

- 都道府県等が、児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置することや、民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト（**転職サイト含む**）、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行うための費用の一部を補助する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

【補助基準額】 1か所（実施主体）当たり 4,182千円

- ※ **採用活動にあたり、転職サイトの掲載等の中途採用に関する採用活動を行う場合の加算を検討【拡充】**
児童福祉司以外（**弁護士除く**）の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算
弁護士の採用活動を行う場合の加算を検討【拡充】

【補助率】 国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

4. その他【新規】

- 全国社会福祉協議会（中央福祉学院ロフォス湘南）が実施する児童福祉司の資格認定通信教育に対して引き続き補助を行う。（これまでは民間社会福祉事業助成費補助金として補助してきたが、令和5年度より児童福祉事業対策費等補助金として執行）

【補助基準額】 2,070千円 【補助率】 定額

- ※ このほか、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から導入することとなった新たな子ども家庭福祉に関する資格の認定等を行う団体において令和5年度から準備行為を行うための体制整備を推進。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）＞
令和5年度概算要求額：276億円の内数（202億円の内数）

① 相談機能の更なる充実 ≪児童相談所体制整備事業の拡充≫

- OB・OGの積極的な活用を図ることで児童相談所の若手職員に対する指導等を実施し、児童福祉司等の専門性向上を図るため、スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業において、OB・OGを雇った場合の単価を創設する。
- 児童相談所における外国籍の家庭等の相談への対応の強化のため、通訳業務の委託を実施するための費用に関する補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～④：児童相談所1か所当たり、⑤⑥：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 **OB・OGの配置の導入について検討【拡充】**

② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大16,178千円

④ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑤ SNS等相談事業 39,803千円 DV相談も併せて行う場合 30,103千円を加算

⑥ 通訳機能強化事業【拡充】

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

② 児童相談所の設置促進 ≪児童相談所設置促進事業の拡充≫

- 令和元年改正児童福祉法を受けた児童福祉法施行令の改正により、児童相談所の管轄区域内の人口を「おおむね50万人以下（20万人から100万人までの範囲が目安）」とすべき旨が規定されたが、管轄区域内の人口が100万人を超えている児童相談所が一定数あるため、現在、児童相談所を設置していない中核市、施行時特例市、特別区のみが補助対象となっている児童相談所の設置に向けた事務手続等を行う非常勤職員を配置する場合の補助対象を拡充する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

① 設置準備対応職員を配置する場合 **都道府県、指定都市、児童相談所設置市、**中核市、施行時特例市、特別区
1か所当たり 2,172千円

② 研修等代替職員を配置する場合 中核市、施行時特例市、特別区1か所当たり 10,259千円

③ 都道府県等代替職員を配置する場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 6,839千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度概算要求額：276億円の内数（202億円の内数）

1. 施策の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2. 施策の内容

<里親養育包括支援促進事業（仮称）（新規）>

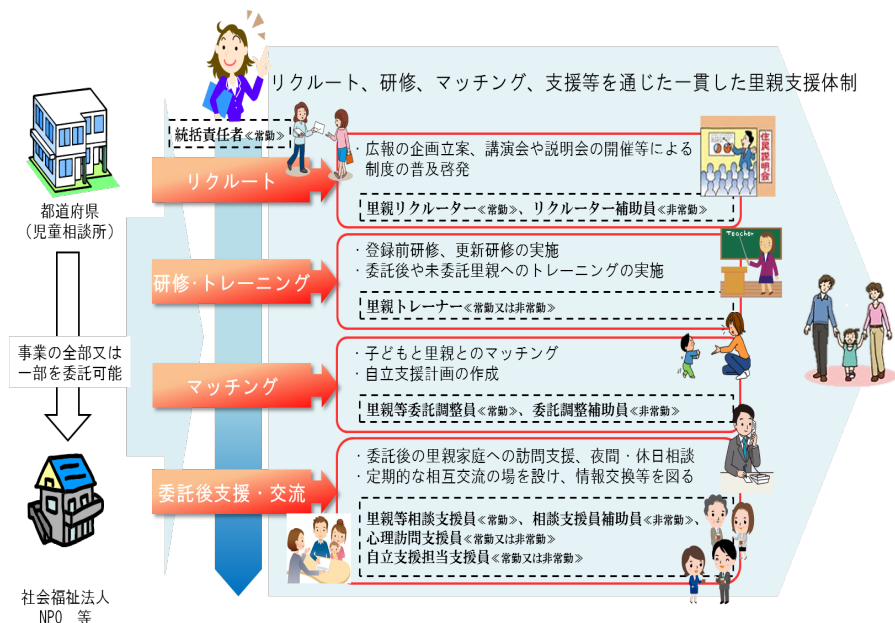
（1）フォスタリング機関（総合型（仮称））への包括的なメニューの創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

（2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型（仮称））を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

※里親等委託推進提案型事業、里親養育包括支援促進事業（仮称） 定額（国：10/10相当）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）＞
令和5年度概算要求額：276億円の内数（202億円の内数）

1. 施策の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2. 施策の内容

【社会的養護自立支援事業】

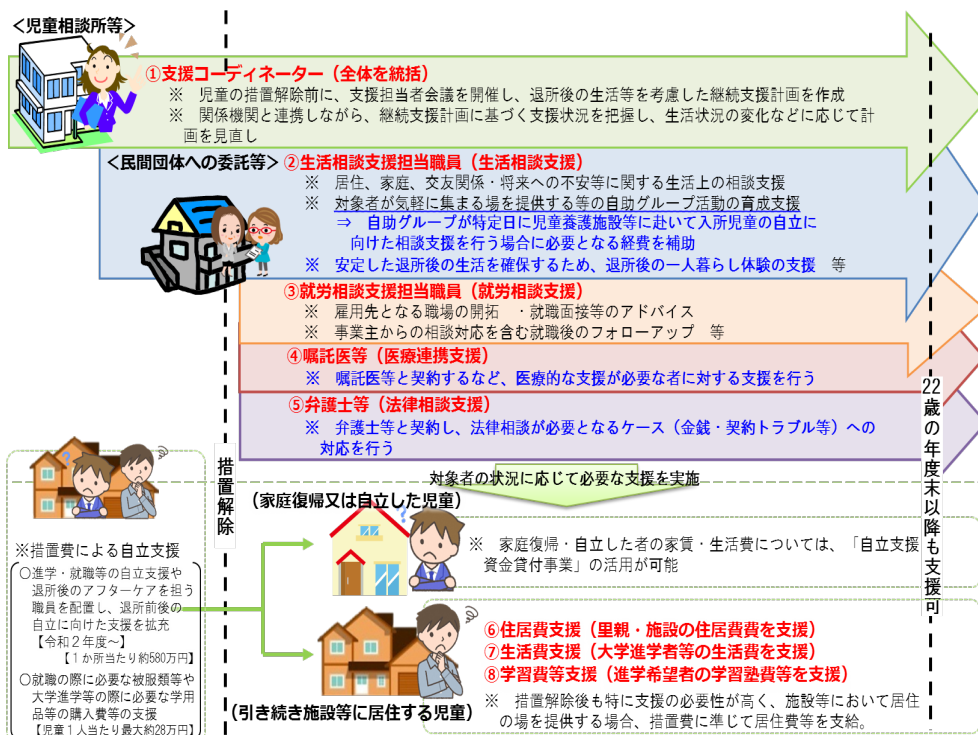
○年齢要件の緩和

・令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。

＜22歳の年度末以降の主な支援＞

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後に新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

< 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称） >
令和5年度概算要求額：276億円の内数（202億円の内数）

1. 事業の目的

○「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。

○こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した 児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援（伴走型支援）も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【追加】

2. 事業内容

実施主体 市区町村 **国の負担割合の引き上げについて検討 国：1/2、市区町村：1/2**

(1) 訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

[補助基準額] a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり **7,440円** × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(2) 伴走支援【追加】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）への補助（自己評価・分析も実施）を検討 ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

(3) 訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

[補助基準額] 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の困りごとを把握

追加

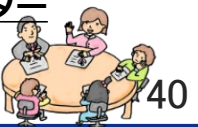
伴走支援

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

保育所・児童発達支援センター



<母子家庭等対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求額：173億円の内数（160億円の内数）

1. 施策の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2. 施策の内容

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,172千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,366千円】

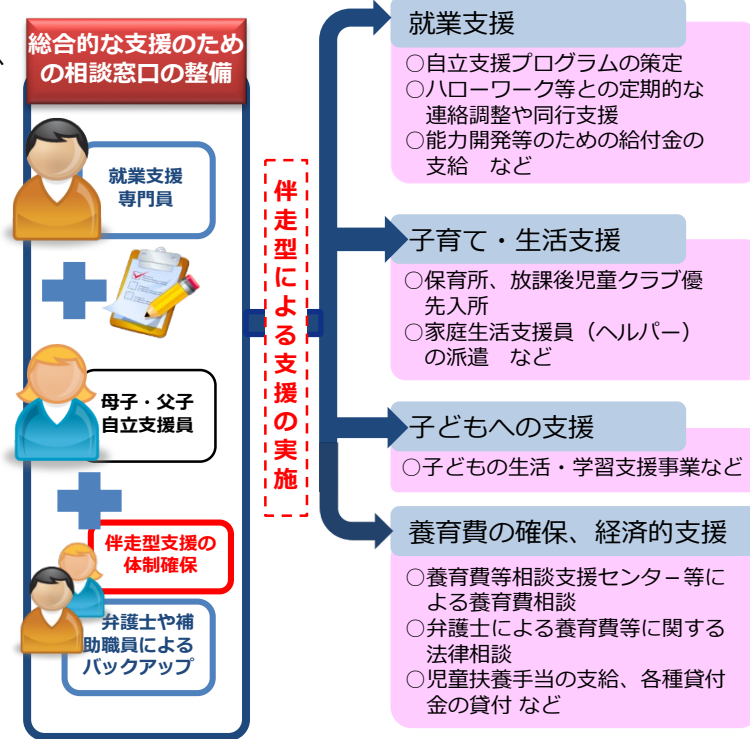
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,580千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

新 工 伴走型支援（新規）

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の伴走型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置人数	22名	36名	52名	61名	74名	93名	98名
相談対応件数（延べ数）	4,580件	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金>

令和5年度概算要求額：173億円の内数（160億円の内数）

1. 施策の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2. 施策の内容

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

拡充 ※ 令和4年度に引き続き、1年以上→6月以上に拡充を検討。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上（※）修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

拡充 ※ 令和4年度に引き続き、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も給付対象として拡充を検討。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和2年度総支給件数】6,903件（全ての修学年次を合計）

【令和2年度資格取得者数】2,701人（看護師1,114人、准看護師954人、保育士170人、美容師107人など）

【令和2年度就職者数】2,088人（看護師998人、准看護師573人、保育士144人、美容師91人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	739か所 (94.7%)	866か所 (95.5%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

1. 施策の目的

障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするため、地域における障害児の支援体制の強化を図る。

2. 施策の内容

(1) 良質な障害児支援の確保

障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費(児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等(※))を確保する。

- ※ 障害児入所(通所)措置費
- 障害児入所(通所)給付費
- 障害児相談支援給付費
- 障害児入所(通所)措置医療費
- 障害児入所(通所)給付医療費

(2) 地域における障害児支援体制の強化【拡充】

本年6月に成立した改正児童福祉法において、地域で行う障害児支援について、児童発達支援センターが中核的な役割を担う機関として、高度な専門的知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、地域の障害児通所支援事業者等に対し、相談、専門的な助言等を行うことが明確化された。

このため、令和6年4月の同法律の施行に向けて、児童発達支援センターがその役割を果たすことができるよう、職員の質の向上を図るとともに、地域の障害児通所支援事業者に対して研修等を行い、地域全体の障害児に対する支援の質の底上げを図る。

あわせて、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる場所への巡回支援を行い、障害の早期発見・早期支援や対応力の強化のための助言等を行うなど、インクルージョン推進の観点も含め、地域における障害児の支援体制の強化を図る。

(3) 医療的ケア児への支援の充実

「医療的ケア児支援センター」の設置や、関係者による協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進し、医療的ケア児とその家族への相談援助や、関係機関等のネットワーク化による相互の連携の促進、関係情報の集約・医療的ケア児及びその家族や関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

3. 実施主体等

支援の実施主体である都道府県又は市町村に対し、国が費用の1/2を補助又は負担する。

地域障害児支援体制強化事業（仮称）

令和5年度概算要求額 276億円の内数

（現行の地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化」と「巡回支援専門員整備」を再編・統合）

1 事業の目的

今国会に提出している児童福祉法の改正を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

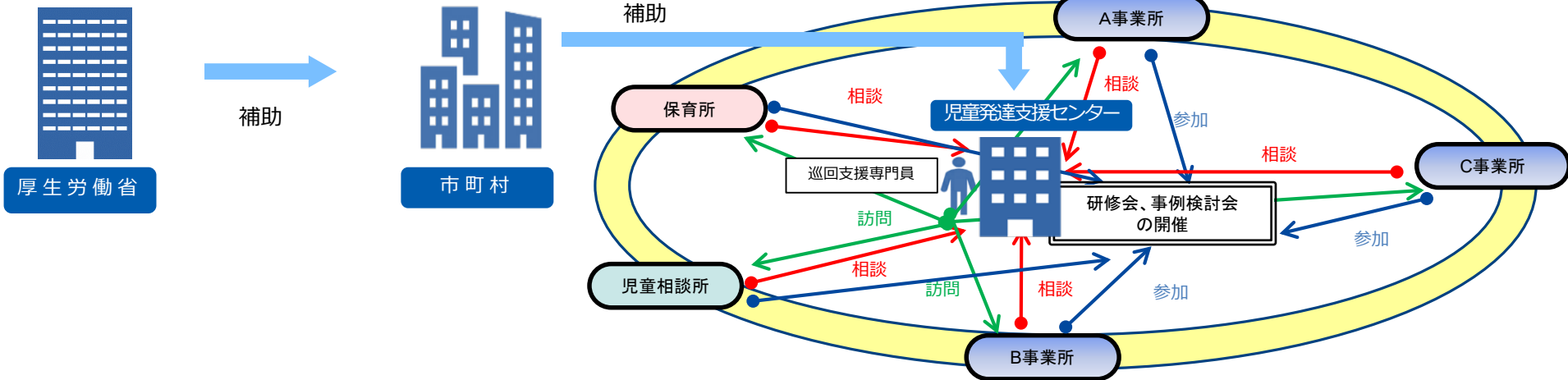
2 事業の概要

児童福祉法改正による児童発達支援センターの機能強化に向け、
 (1)地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組
 (2)地域のインクルージョンの推進のための取組
 (3)地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能等を適切に担えるようにするための支援を行う。

※施行は令和6年4月であるが、これらの機能発揮のためには地域との関係性の構築など準備期間を要することから、令和5年度より、既存事業を再編・統合し、できる限り児童発達支援センターの機能強化へ財源を集約。

※なお、本事業はこれらの機能発揮のために必要となる人材等のうち個別給付の対象とならない範囲（例：給付につなげる前段階の支援等）をカバー。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

1 事業の目的

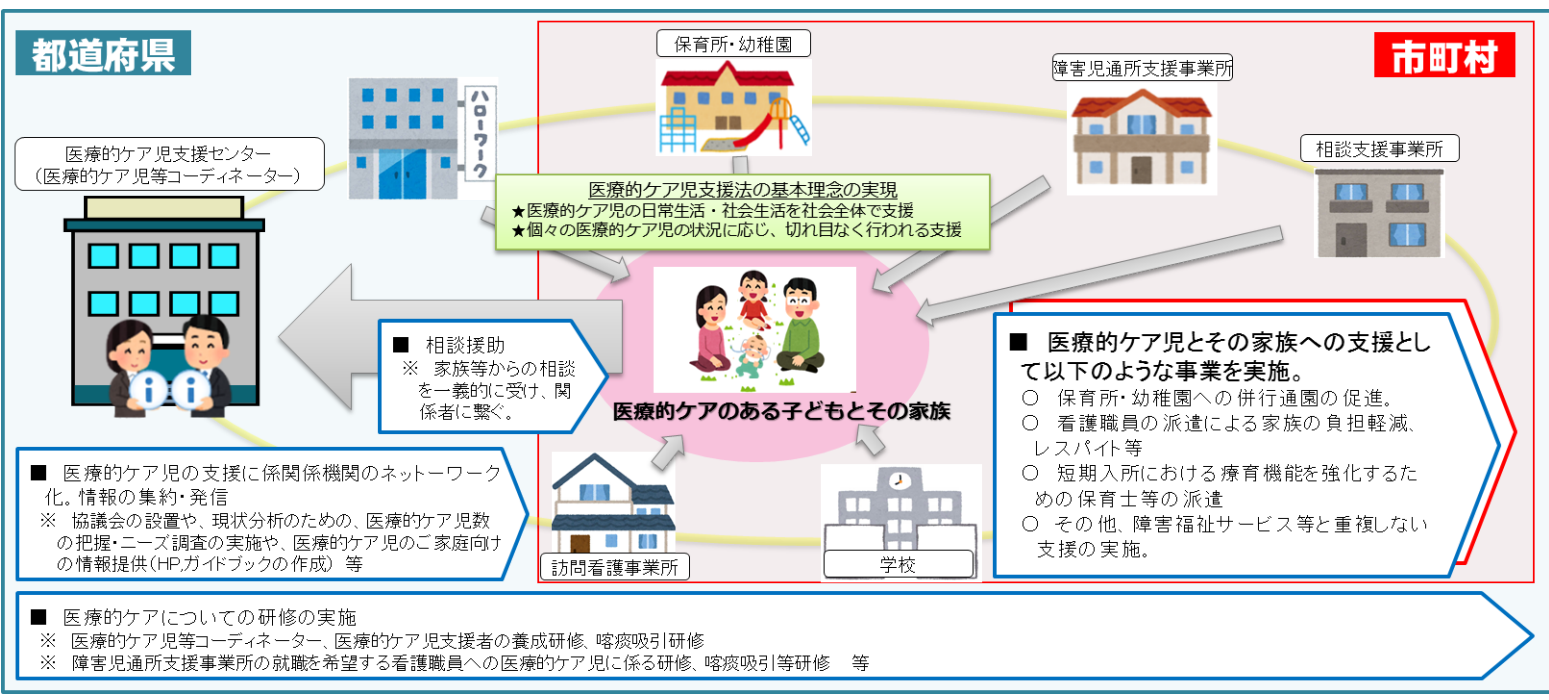
医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。

令和5年度要求においては、医療的ケア児等コーディネーターの人数を、各都道府県において医療的ケア児の人数に応じて配置できるよう、93人から124人に拡充する。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体
： 都道府県・市町村
- ◆ 補助率
： 「医療的ケア児コーディネーターの配置等」については、国1/2、都道府県1/2
上記以外は、国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

ヤングケアラー支援体制強化事業 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金(仮称)>
令和5年度概算要求額：276億円の内数(202億円の内数)

1. 事業内容

ヤングケアラー(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

(注) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,662千円
1中核市・特別区あたり 4,130千円
1市町村あたり 2,296千円
- ③負担割合 国：1/2(負担割合の引き上げを検討)
【拡充】
実施主体(自治体)：1/2

(2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 4,083千円
1中核市・特別区あたり 2,391千円
1市町村あたり 1,718千円
- ③負担割合 国：1/2(負担割合の引き上げを検討)
【拡充】
実施主体(自治体)：1/2

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

(2) 関係機関職員研修

ヤングケアラー

(1) 実態調査・把握



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関(福祉・介護・医療・教育等)



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアプローチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

ヤングケアラー支援体制強化事業 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金(仮称)>
令和5年度概算要求額:276億円の内数(202億円の内数)

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化(コーディネーターの研修も含む)
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・**外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う【拡充】**

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

実施主体:都道府県、市区町村

負担割合:国 2/3 (負担割合の引き上げを検討【拡充】)

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,695千円
	1 中核市・特別区あたり	11,314千円
	1 市町村あたり	6,335千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,433千円
	1 中核市・特別区あたり	5,038千円
	1 市町村あたり	2,596千円

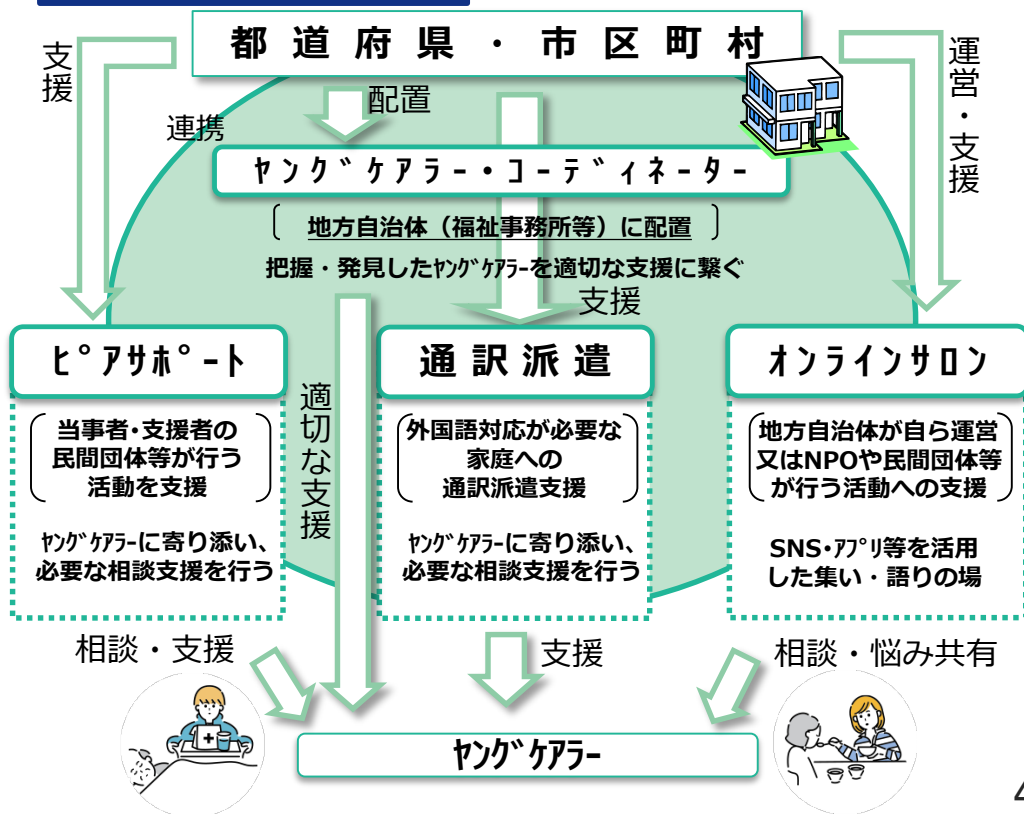
(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	3,862千円
	1 中核市・特別区あたり	2,627千円
	1 市町村あたり	1,733千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援【拡充】

①実施主体	都道府県、市区町村
②補助基準額	検討中

3. 事業イメージ



1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する【拡充】

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 負担割合 国：1／2、市町村：1／2

（1）市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

[基準額] 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

（2）要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

[基準額] 1市町村当たり 交付要綱による

（3）市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。

[基準額] 1支援拠点当たり 交付要綱による

（4）市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

[基準額] ①基本分（1か所当たり）564,000円
②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円
③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

（5）ヤングケアラー支援事業【拡充】

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

1. 施策の目的

令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策推進法」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)等に基づき、「子ども食堂等様々なこどもの居場所づくり等に取り組む」ほか、「こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、子ども食堂のほか、子ども宅食・フードバンク等への支援を推進する」とともに、孤独・孤立対策について「食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減」を推進するなど、地方自治体によるこどもの貧困対策を支援します。

2. 施策の内容、実施主体等

コロナ禍において、より深刻となった貧困の状況にある子どもやその家庭を支援するため、①子どもたちと支援を結びつける事業、②自治体内部、関係行政機関やNPO等による連携体制の整備、③子どもが孤独・孤立に陥らないようNPO等を通じたこどもの居場所づくり、④新たに連携したNPO等を通じたこどもの居場所の緊急確保を実施する自治体を支援します。

- 1 子ども等支援事業・連携体制整備 【補助率1/2】 補助基準額：都道府県・政令市15百万円、市町村8百万円
 - ①子どもたちと「支援」を結びつける事業 ※研修も行う場合は都道府県・政令市3百万円、市町村1.5百万円を加える。
 - ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
 - ・子ども食堂、学習支援等のこどもの居場所づくり事業
 - ②地域における連携体制の整備
 - ・子ども・家族・支援者等に関する情報共有・情報提供・連絡体制の整備
 - ・人材育成、研修事業(自治体担当者・支援活動従事者等)
- 2 つながりの場づくり緊急支援事業 【補助率3/4】 補助基準額：事業当たり都道府県・政令市3百万円、市町村1.5百万円
 - ③NPO等を通じた孤独・孤立対策
 - ・子ども食堂、学習支援といったこどもの居場所づくりなどをNPO等に委託等し、子どもを行政等の必要な支援につなげる事業
 ※自治体からNPO等への補助事業についても交付対象とする。
- 3 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業 【補助率10/10】
 補助基準額：事業当たり都道府県・政令市3百万円、市町村1.5百万円
 - ④NPO等を通じた孤独・孤立対策
 - ・地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を確保する事業

1. 施策の目的

・困難を抱えるこども・若者に対する支援体制を整備するため、「子ども・若者支援地域協議会」(以下「協議会」という)及びワンストップで子供・若者に対する相談に応じる「子ども・若者総合相談センター」(以下「センター」という)の設置促進・機能向上を図る。また、相談体制やアウトリーチ(訪問支援)の充実のため、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)に従事する支援者の養成を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

・要保護児童対策協議会など関連制度との連携を図ることも視野に、アドバイザーの派遣による助言、講習会の開催支援を実施するほか、中央及び地方における会議・会合(全国サミット、地方キャラバン)の開催を通じて、地方公共団体等に対する相談・助言等を実施し、各地方公共団体において総合的な支援体制の整備を推進するとともに、その運営について全国レベルでの課題の共有等を促し、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援体制の充実を図る。

・ひきこもりや不登校など、困難を有するこども・若者の支援者を養成するための、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)に関する研修を実施し、支援者の資質向上及び全国レベルでの共助関係の構築を図る。

【事業スキーム】

・支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーの派遣による助言、講習会の開催支援等を実施する。

・協議会・センターの運営の中心となっている者が一堂に会し、協議会・センターが設置後に抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等を実施する全国サミットや、協議会・センターの設置が進んでいない地方公共団体等に対して、支援施策の説明、先進事例の紹介、協議会・センターの設置に向けた相談・助言等を実施する地方キャラバンを開催する。

・相談業務に従事した経験年数に応じて、支援対象者の特性や家族についての理解と支援方策に関する講義、分野横断的な連携に関する講義、グループワークによる事例検討を行う研修を実施する。

・アウトリーチの基本的知識・技法や心得に関する講義や支援団体における実地研修を含むアウトリーチ研修を実施し、アウトリーチ研修の受講後、1年以上実務経験を積んだ者を対象とした上級研修を開催する。

3. 実施主体等

実施主体:国